

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月24日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川 昌人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03 - 6703 - 4935

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** i-mizuho国内債券インデックス

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 当初申込期間： 100億円を上限とします。
継続申込期間： 10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月9日付をもって提出した有価証券届出書の内容の一部に変更がありましたので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.399%（税抜0.38%）の率を乗じて得た額とし、委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.18375% (税抜0.175%)	年0.18375% (税抜0.175%)	年0.0315% (税抜0.03%)	年0.399% (税抜0.38%)

上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

(略)

<訂正後>

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.399%（税抜0.38%）の率を乗じて得た額とし、委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.18375% (税抜0.175%)	年0.18375% (税抜0.175%)	年0.0315% (税抜0.03%)	年0.399% (税抜0.38%)

上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

<平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は以下の通りとします。>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4104%（税抜0.38%）の率を乗じて得た額とし、委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.189% (税抜0.175%)	年0.189% (税抜0.175%)	年0.0324% (税抜0.03%)	年0.4104% (税抜0.38%)

上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

(略)

5【運用状況】

<訂正前>

ファンドの運用は平成25年9月12日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

（中略）

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示する予定です。

<訂正後>

ファンドの運用は平成25年9月12日より開始しておりますが、有価証券届出書提出日（平成25年8月9日）現在、該当事項はありません。

（中略）

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務ならびに有価証券の売買の媒介および有価証券の募集に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年5月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	28本	201,102百万円
	単位型株式投資信託	2本	21,761百万円
私募投資信託		77本	2,002,934百万円
合計		107本	2,225,796百万円

< 訂正後 >

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年1月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	52本	253,327百万円
	単位型株式投資信託	2本	14,385百万円
私募投資信託		77本	2,340,678百万円
合計		131本	2,608,390百万円